

「電気通信サービス利用者懇談会報告書（案）」についての意見書

平成 2 / 年 / 月 9 日

総務省総合通信基盤局

電気通信事業部事業政策課 御中

意見

電気通信事業法にクーリングオフの規程を設けるべきだと思います。

理由

消費者センターで相談員の仕事をしておりまして、消費者センターで寄せられる相談には、通信・放送サービスと電話勧誘販売や訪問販売での契約に関するトラブルが多数あります。

電話勧誘による光回線に変更したか、全く必要のないサービスや訪問販売の地デジテレビを見せしめてケーブルTVに加入しさせておいておくとおっしゃる契約したか、他にもおっしゃることは知らずおかしなケーブルTVに加入しおかしな勧誘時の説明に問題があることなどがあります。特に高齢者などはよく知らずおかしな契約をし被害にあっているケースが多いです。

クーリングオフ制度があれば被害を減らせると思います。